

地域医療支援病院に係る疑義について

【参考（平成26年9月3日 厚生労働省医政局総務課確認済）】

【期間】

問1

「紹介患者」等の数の期間は。

答1

年度（4月1日から翌年3月31日）

申請の場合は、申請する前の年度

【紹介患者】

問2

「紹介患者」の数とは。

答2

開設者と直接関係のない他の病院又は診療所から紹介状により紹介された者の数（初診の患者に限る）

なお、以下の場合も含む。

- ・ 他の病院又は診療所等における検診の結果、精密検診を必要とされた患者の精密検診のための受診で、紹介状又は検査票等に、紹介目的、検査結果等についてその記載がなされている場合
- ・ 紹介元である他の病院又は診療所の医師からの電話情報により地域医療支援病院の医師が紹介状に転記する場合

問3

「紹介患者」の数は実数か、延べ数か。

答3

延べ人数（その者が、その都度「初診患者」であって、その都度「紹介患者」であれば、その度に計上）

問4

紹介状とは。

答4

紹介患者の氏名、年齢、性別、傷病名又は紹介目的、紹介元医療機関名、紹介元医師名、その他紹介を行う医師において必要と認める事項を記載しなければならないものである。

問5

紹介患者の数について、検診の結果、精密検診を必要とされた患者の精密検診のための受診を含むこととされているが、これは、単に検査結果が表示された検査票を持参して受診したものであれば、一律に紹介患者の数に含めてよいと解してよいか。

答5

「紹介患者の数」に含めるに当たっては、検査票等に検査結果のほか、

- ・ 患者の個々の状況に応じた必要な精密検診を実施することができる病院等について、具体的に紹介する旨（紹介目的）
- ・ その他紹介状に記載する事項に準ずる事項

が記載されている必要がある。したがって、これらの記載がない検査票等による当該受診については、「紹介患者の数」に含めることはできない。

問6

休日又は夜間に、他の医療機関（1次救急医療機関等）からの紹介状により、入院治療を行った患者は、「紹介患者」と計上すべきか。

答6

保健医療計画において、救急医療における「入院救急医療」を担う医療機関として位置付けられている病院の休日又は夜間に診療した患者は、初診患者に含めないことから、紹介患者にも含めない。

【初診患者】

問7

「初診患者」の数とは。

答7

患者の疾病について医学的に初診といわれる診療行為があった患者の数（原則として、診療報酬点数表において初診料を算定した患者及び社会保険診療以外の患者のうちこれに相当する患者をいう。）

ただし以下の場合を除く

- ・ 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬入された患者
- ・ 静岡県保健医療計画において、救急医療における「入院救急医療」を担う医療機関として位置付けられている場合、休日又は夜間に受診した救急患者
- ・ 自覚適症状がなく健康診断を目的とする病院内の受診により疾患が発見された患者について特に治療の必要性を認めて治療を開始した患者

問8

「初診患者」の数は、実人数か、延べ人数か。

答8

延べ人数（初診料算定の度に計上）

問9

病院群輪番制病院の場合、当番日以外の救急患者（初診患者、外来のみ）について「休日又は夜間に受診した救急患者の数」として、「初診患者」から除くことができるか。

答9

当番日以外であっても、除くことができる。

問10

「休日又は夜間」とは。

答10

「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日、3日、12月29日、30日、31日である。

「夜間」とは、午後6時から翌日の午前8時まで（土曜日の場合は、正午以降）とする。

しかし、土曜日は診療を行っていない場合は休日とするなどとしても差し支えない。

【逆紹介患者】

問11

「逆紹介患者」の数とは。

答11

病院が、診療に基づき他の医療機関での診療の必要性等を認め、患者に説明し、その同意を得て他の病院又は診療所に紹介した患者の数（原則として、診療報酬点数表において診療情報提供料（1）を算定した患者及び社会保険診療以外の患者のうちこれに相当する患者をいう。）

問12

「逆紹介患者」は、「初診患者」に限るのか

答12

逆紹介患者は、「初診患者」に限らない。

問 13

「逆紹介患者」の数は実数か、延べ数か。

(事例)

- ① 診療所又は病院に紹介状により紹介し、数ヵ月後に新たな検査結果、診療内容を追加した紹介状により、紹介した場合
- ② A病院に紹介状により紹介したが、受入不能となり、同じ内容の紹介状により、B病院に紹介した場合

答 13

紹介状の内容により判断する。

①の場合は、当初の紹介状と同じ内容ではないので、2として計上する。

②の場合は、A 病院とB病院への紹介状が同じ内容なので、1 として計上する。

【その他】

問 14

「救急医療圏人口」とは

答 14

病院の所在地の属する「二次医療圏」の人口となる。